

第 169 回

千葉県都市計画審議会

議 事 録

期 日 平成 23 年 7 月 28 日(木)
場 所 ホテルプラザ菜の花「菜の花」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議案一覧

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員、県職員の紹介	1
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	3
7. 非公開議案の審査等	3
8. 議案審議	3
第1号議案	4
第2号議案	6
第3号議案	8
9. 閉 会	19

第169回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成23年7月28日（木）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員、県職員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案の審査等
- 8 議案審議
第1号議案 ～ 第3号議案
- 9 閉 会

第169回千葉県都市計画審議会
 平成23年7月28日(木曜日)
 於・ホテルプラザ菜の花「菜の花」
 午後1:30～午後3:00
 出席委員 24名

第169回千葉県都市計画審議会 出席委員名簿
 (順不同敬称略)

構成	氏名	摘要
学識経験者	内山久雄	都市計画
	北原理雄	都市計画
	大島有紀子	法律
	小島信夫	経済
	田代順孝	土木・造園
	橋本都子	建築
	伊藤勲	農業
	恵小百合	環境・衛生
県議会の議員	本清秀雄	千葉県議会議員
	浜田穂積	千葉県議会議員
	佐藤正己	千葉県議会議員
	横堀喜一郎	千葉県議会議員
	天野行雄	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
	松戸隆政	千葉県議会議員
関係行政機関の職員	居戸利明 (代理・矢代祐嗣)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)
	宮本敏久 (代理・村松秀夫)	農林水産省関東農政局長 農村計画部農村振興課課長補佐)
	神谷俊広 (代理・岩崎英一)	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官)
	下保修 (代理・窪田達也)	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長)
	五十嵐邦雄 (代理・嶋田英明)	千葉県警察本部長 交通部参事官兼交通規制課長)
市町村の長を代表する者	小坂泰久	酒々井町長
市町村議会の議長を代表する者	小川智之	千葉市議会議長
	宇都宮高明	成田市議会議長
	中村秀美	長生村議会議長

第169回千葉県都市計画審議会 議案一覧

平成23年7月28日

- 第1号議案 船橋都市計画用途地域の変更について
- 第2号議案 佐倉都市計画用途地域の変更について
- 第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（木更津市）について

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第169回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに田中都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

田中都市整備局長 都市整備局長の田中でございます。

暑さが厳しい中、委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の審議会は本年度最初の審議会でございますので、新たにご就任いただきました委員の方々や県の職員を後ほど紹介させていただきます。

議案といたしましては、都市計画用途地域の変更が2議案、建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の敷地の位置についての議案が1議案、計3議案でございます。

議案の内容等につきましては後ほど担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

甚だ簡単ですが、開会にあたりまして挨拶とさせていただきます。

司 会 続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

1. 第169回千葉県都市計画審議会議案書及び議案関係資料
2. 議事日程
3. 委員名簿
4. 座席表

以上でございます。

不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ23名ご出席で、千葉県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。

以上でございます。

4. 新任委員、県職員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介いたします。

県議会議員の委員として、
本清様でございます。
浜田様でございます。
佐藤様でございます。
横堀様でございます。
天野様でございます。
加藤様でございます。
松戸様でございます。

なお、同じく新たにご就任いただいた服部様ですが、本日は所用により欠席されております。

続きまして、市町村議会の議長を代表する委員として、
千葉市議会議長の小川様でございます。
成田市議会議長の宇都宮様でございます。

続きまして、関係行政機関の委員として、財務省関東財務局長の居戸様に新たにご就任いただいておりますが、本日は代理として千葉財務事務所次長の矢代様にご出席いただいております。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わります。

なお、本日ご出席の他の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

続きまして、本日は本年度第1回目の審議会ですので、県の出席職員を紹介いたします。

田中 都市整備局長でございます。
村石 県土整備部次長でございます。
金谷 県土整備部次長でございます。
早川 県土整備部次長でございます。
色部 県土整備部次長でございます。
田中 都市計画課長でございます。
豊原 県土整備部副技監でございます。
行方 都市計画課副課長兼都市計画室長でございます。
大橋 市街地整備課長でございます。
若狭 公園緑地課長でございます。
釜井 建築指導課長でございます。

以上で職員の紹介を終わります。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、千葉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、内山会長、よろしくお願いたします。

6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、早速でございますが、本審議会の議事運営規則第 10 条第 3 項の規定により、議事録署名人を指名いたします。

伊 藤 委 員

本 清 委 員

よろしく願いいたします。

7. 非公開議案の審査等

会 長 続きまして、非公開議案の審査等ですが、今日ご審議いただく内容は、先ほど田中都市整備局長が話されたとおり、都市計画案件が二つと建築基準法ただし書が一つです。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第 2 条のただし書に「非公開とすることができる」という規定がありますが、事務局から何か提案はございますか。

事務局 本日の審議会に付議された 3 議案は、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第 2 条のただし書に該当する「非公開案件はない」ということでいかがでしょうか。

会 長 そういう事務局の提案ですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、非公開案件はなしということで進めます。

次に、傍聴の方は、今日はおられますか。

事務局 はい、おります。ただいま入場いたします。

(傍聴人 入場)

会 長 議事に入る前に、傍聴の方に傍聴上の注意を申し上げます。

入る前に事務局よりお配りした「傍聴要領」をよく読んでいただき、その内容をお守りください。

なお、「傍聴要領」に反する行為をなされますと退場していただくこととなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、報道関係の方がおられましたら、事務局は入室させてください。

事務局 本日は、報道関係の方はお見えになっておりません。

8. 議 案 審 議

会 長 それでは早速、審議に入ります。

先ほど申し上げましたように、本日、審議していただく案件は 3 件です。いずれも重要な案件ですので、十分ご審議くださるようお願い申し上げます。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略します。

これより議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明は簡潔をお願いいたし

ます。

第 1 号議案

会 長 それでは、

第 1 号議案 船橋都市計画用途地域の変更について
を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第 1 号議案 船橋都市計画用途地域の変更について説明いたします。

ご審議いただきますのは、船橋市高根台地区における用途地域の変更です。

議案書、第 1 号議案の 4 ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

高根台地区は、船橋市の北東部、新京成線・高根公団駅の北東部に位置し、昭和 30 年代に建設された中層の公団住宅の地区です。

今回の変更の経緯ですが、高根台団地は建築から約 40 年が経過し、老朽化や住宅の規模が狭く、また洗濯機の専用置場がないといった状況から、UR 都市機構により建て替え事業が開始されております。

この建て替え事業に合わせて、住民、船橋市、UR の三者により、まちづくりの計画が作り上げられてまいりました。

その結果ですが、別冊の資料編 1 の 1 ページの土地利用計画図、またはスクリーンをご覧ください。

こちら住宅のみであった地域に、薄いオレンジの医療福祉施設、高齢者施設、薄い紫色の子育て支援施設を配置し、住宅についても、オレンジの中高層住宅から黄色の戸建て住宅まで多様な住宅で構成することにより、「多様な世代がコミュニティを形成し、持続的で活力のあるまち」とすることといたしました。

上位計画である区域マスタープランや市の都市計画マスタープランとも整合が図られており、将来人口も建て替え前と同程度となる見込みです。

現在、西側、黄色の下に建築物が透けて見えるゾーンですが、その建て替えが済んだ地区には、引き続きお住まいになりたいという方々が移転を済ませております。

また、こちらの薄いオレンジの部分には老人ホーム、薄い紫色の部分には保育園、児童ホームが既に立地しており、中央の大きな医療・福祉施設用地には徳洲会病院が開業する予定となっております。

今回、事業の進捗により、市と住民と UR の三者によってつくられたこのまちづくりの計画に合わせて、こちらの黄色の地区に低層戸建て住宅を配置するため、従前の中高層住宅の用途地域を低層住宅の用途に変更するものです。

当地区の具体的な変更内容について説明いたします。

議案書に戻りまして、6 ページまたはスクリーンをご覧ください。

こちらは、議案書 5 ページの計画図を新旧対照表としたものです。

現在は、右側のとおり、中高層住宅地の形成を図る地域として、第一種中高層住宅専用地域、建ぺい率 60%、容積率 200% に指定しておりますが、お示ししている赤枠の左側の区域、面積約 5.5ha 及びお示ししている赤枠の右側の区域、面積約 2.9ha について、低層

戸建て住宅地の形成を図るため、第一種低層住居専用地域、建ぺい率 50%、容積率 100%に変更いたします。

以上、変更を行った結果、議案書 3 ページの新旧対照表にありますように、上から 3 段目、第一種中高層住居専用地域、容積率 200%、建ぺい率 60%の面積を約 8.4ha 減らし、1 段目、第一種低層住居専用地域、容積率 100%、建ぺい率 50%に変更するものです。

なお、本案件について、平成 23 年 4 月 14 日から 5 月 2 日までの約 2 週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

第 1 号議案の説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 ただいまの用途地域の変更ですが、意見あるいは質問はございますか。

委 員 議案に反対するものではないですが、若干質問させていただきます。

先ほど説明の中で、地元の住民、船橋市、UR とで協議を進めてきたという話ですが、地元の住民、自治会と合意が取れたのがいつなのか。あるいは、市と地元の自治会との協議の中で、地区計画などで一定程度合意され、あるいは制限されているものがあるのかどうか。2 点について最初に質問したいと思います。

事務局 建て替え事業は平成 11 年度から開始しておりますが、船橋市のほうでは平成 11 年度から副市長を委員長とする建て替えの検討委員会を設置して、UR と協議を進めてきたということです。

自治会等ですが、UR と自治会で定期懇談会、部会などを設けて同時期から協議を進めてまいりまして、最終的に合意形成されたのは平成 22 年と聞いております。

地区計画ですが、地区計画としては、区画道路、自転車・歩行者専用道路、通路等の地区施設を位置づけております。そのほかにも、壁面位置の後退、最低敷地面積の制限を設けております。

委 員 わかりました。

別の角度ですが、UR は昭和 30 年代のいわゆる旧住宅公団の団地の建て替えを行っています。耐用年数の 50%を超えたところが対象団地になって、戻り入居分しか建て替えをやらないんですね、今。ですから県内で進められている建て替え事業も、当然のごとく 5 階建てだった団地が 7 階～12 階になる。当然、余剰敷地が生まれて、そこを売却するというのが、県内で行われている UR の団地の建て替え事業の概要だと思います。それと比べますと、中高層の住居専用から第一種低層に、言ってみればより厳しい網をかける。

これからの問題ですが、この地域 8.4ha に UR は自ら住居を建設するのか、売却するのか、その辺のところはいかがでしょうか。

事務局 今回、低層住居に指定する区域については、UR は分譲ということで伺っております。

会 長 そのほかご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。

ただいま説明のありました第 1 号議案につきまして、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会 長 挙手全員ですので、千葉県都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、第 1 号議案を原案どおり可決することに決定いたします

第 2 号議案

会 長 続きまして、

第 2 号議案 佐倉都市計画用途地域の変更について
を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第 2 号議案 佐倉都市計画用途地域の変更について説明いたします。

ご審議いただきますのは、佐倉市井野南地区における用途地域の変更です。

議案書、第 2 号議案の 6 ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

今回変更する井野南地区は、佐倉市の西部、ユーカリが丘ニュータウンの一面にあり、京成本線ユーカリが丘駅の北に約 500m、駅前から続く商業地とユーカリが丘線の地区センター駅に隣接し、東西の都市計画道路 3.4.5 号井野酒々井線と南北の 3.4.18 号上志津青菅線の 2 本の幹線道路の交差部分に位置しております。

当地区は、都市計画区域マスタープランでは「商業、業務地として高度利用を図るとともに、新規の住宅地を配置する地区」、市の都市計画マスタープランでは「駅前商業地、計画的な住宅地」と位置づけられております。

現在、この地区では、上位計画を受け、組合施行により井野南土地区画整理事業、面積約 14.9ha が施行されており、平成 23 年度中の整備を目途に事業が進められているところです。

また、2 本の幹線道路についても、平成 23 年度中に供用を開始できるよう調整が進められております。

このような土地区画整理事業や幹線道路の整備の進捗に伴い、今回、土地区画整理事業の土地利用計画に整合した用途地域に変更するものです。

具体的な変更内容について説明いたします。

議案書の 8 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、議案書 7 ページの計画図を新旧対照としたものです。

現在は、土地区画整理事業の円滑な推進と計画的な土地利用を図る観点から、右側のとおり第一種低層住居専用地域、建ぺい率 30%、容積率 50%を暫定的に指定しておりますが、左側に示している区域の中央部、面積約 8.6ha の区域については、駅前から続く商業地と一体となって商業の集積を図りつつ、隣接する低層住宅地との環境の調和を図るため、近隣商業地域に変更いたします。

現在、駅前の商業地域には既にホテル、大型商業施設、タワーマンションなどが立地し、今後、大型の商業施設が出店する余地はない状況であり、また、佐倉都市計画において商業活動に必要とされる商業用地の規模の範囲内となっております。

次に、主要幹線道路沿い、黄色の部分の面積約 1.4ha の区域については、住民の利便のための店舗などの立地を誘導するとともに、後背の低層住宅地との緩衝地帯として第一種住居地域に変更いたします。

外周の地区については、隣接する低層住宅地と連続した低層戸建て住宅地の形成を図るため、第一種低層住居専用地域のまま、建ぺい率 50%、容積率 100%に変更いたします。

以上、変更を行った結果、議案書4ページ、新旧対照表にありますように、1行目の第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%を約14.7ha減らし、2行目、第一種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率50%、及び中段の第一種住居地域、その下の近隣商業地域にそれぞれ変更するものです。

なお、本案件について、平成23年2月15日から3月1日までの2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

第2号議案の説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 　ただいま第2号議案の説明が終わりましたが、これについて質問あるいは意見はございますか。

委 員 　若干お聞きします。

組合施行の区画整理事業の中での用途地域の変更ですが、区画整理組合での総代会、理事会等の合意、その賛成の比率とか、わかれば教えてください。

事務局 　組合施行の場合、当然、総会、理事会があり、その中では事業計画、換地計画等については議決を経ることになっておりますが、今回の用途地域の案件については特段の取り決めはございません。したがって、総会の中でどのような議論をしたかどうかは、私ども市街地整備課では把握しておりません。

委 員 　3月28日に佐倉市の都市計画審議会の中で市当局が報告されているのですが、「12月24日の総代会において、用途地域の変更も含めて90%の賛成を得ている」となっているのです。

質問ですが、近隣商業地域8.6ha、このエリア内は地区計画などで高さ制限等を市としてかけていますか。その辺のところを、わかれば教えてください。

事務局 　こちらは市決定になりますが、地区計画で近隣商業地域について用途の制限としては、パチンコ店、葬祭場、畜舎、倉庫業の制限、それから商業地としての土地利用を誘導するということで、1階部分を住宅とする建築物の制限。高さ制限として、第一種高度地区相当の斜線の制限と、建築物の最高高さを50mに制限しております。

委 員 　用途地域が変更になって、区画整理事業の中身に踏み込んでわかるかどうかですが、過少宅地の方々も地権者100余名の中にはいらっしゃる。そうすると、減歩に応じられなければ当然清算金がかかってきますが、この清算金の基準の変更などはあり得るのですか。

事務局 　ただいまの清算金については、事業の最後に換地計画を行う中で清算金の金額が出てきますので、現段階ではまだ決まっておりません。

委 員 　近隣商業地域に進出する商業施設、地図で見ますと県道井野酒々井線の北側になると思いますが、もう既に進出する商業施設等の情報等は地元に入っているのでしょうか。わかれば教えてください。

事務局 　区画整理組合から聞いたところですが、商業施設については、株式会社山万が1万㎡以上の店舗を建築し、テナントを募集すると聞いております。テナントについては未定ということで、数社から引き合いがあると聞いております。

委 員 　質問です。わかれば結構ですが。

8ページの図を見ると、変更箇所の北側一帯は戸建ての住宅地になっていますね。この住宅地内の街路の入れ方や街区の割り方を見ていると、当初はこのエリアの北半分ぐらいは同様の戸建ての住宅地がずっと入ってくるという想定で計画が立てられていたのではな

いかと思いますが、かなり大きな形で商業地区が今回指定されることになりましたが、これは商業需要がかなり伸びた理由で変更になっているのでしょうか。何か当初の計画とはちょっと違うような指定になってきているような気がするのですが、そこら辺は何か情報はありますか。

事務局 区画整理については、当初からこのような計画と伺っております。

委員 北側の緩衝地帯とか一種高度並みの斜線制限とか配慮されているようですので、多分大丈夫だと思いますが、北側の戸建て住宅地に対する環境上の配慮を十分今後ともお願いしたいと思いますということをお伝えください。

会長 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

そのほか質問なり意見はございますか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、第2号議案について採決いたします。

第2号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会長 挙手全員です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定いたします

第3号議案

会長 次に、

第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（木更津市）について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案について説明いたします。

議案書見出し3をお開きください。最初のページは付議書となっております。

次の1ページをご覧ください。

処理施設の敷地の位置について説明いたします。

本議案は、有限会社 木和建材の産業廃棄物処理施設に係るものです。

敷地の位置は木更津市畑沢で、敷地面積は約5,984㎡です。敷地はすべて市街化調整区域に位置しています。

本件施設は、主に建築物や土木工作物の解体工事により発生するコンクリートなどのがれき類を破碎処理し、あわせて再生砕石を製造する施設です。

2ページをご覧ください。

計画概要です。

施設の種類は産業廃棄物処理施設で、施設の処理能力は、破碎機1基によるがれき類の破碎について、1日当たり652トンとなっております。

がれき類の破碎施設であって、処理能力が1日当たり5トンを超えることから、建築基準法ただし書の許可が必要となるものです。

なお、敷地内の建築物は新築1棟で、用途は管理事務所です。

次に3ページをご覧ください。

位置図により説明いたします。

計画地は、JR木更津駅から南に5kmの位置にあります。市街化調整区域内にあり、市街化区域まで約600m離れております。

計画地の近くには都市施設などはなく、都市計画との齟齬もありません。

4ページをご覧ください。

計画図により説明いたします。

真ん中の位置が計画地であり、計画地から東側に延びる道路上に見える部分は敷地の一部であり、事業者が整備し、当該部分から直接、真ん中の幅員26mの国道127号に出入りする計画となっております。この通路の幅は6m以上が確保されております。

処理施設の稼働による発生交通量は、10トン車で1日100台、出入りとも50台で、国道127号の現況交通量に対する発生交通量の割合は約0.4%と非常に小さいことから、特に問題はないと考えております。

パワーポイントの次の資料をご覧ください。

付近建築物用途現況図です。

計画地の周辺200m以内には、北に2軒の住宅があります。住宅の居住者には既に事業計画について説明がなされており、了解も得られております。

また、施設の敷地から100m以内の周辺には、学校や病院などの周辺環境に配慮すべき施設はありません。

次に、配置図をご覧ください。

敷地の範囲は赤枠で囲った範囲です。真ん中の処理施設を建設する敷地の部分と道路までの通路部分を含む範囲が今回の計画敷地で、敷地面積は5,984.09㎡です。

計画敷地内に計画されている主な施設としては、新築する管理事務所、ストックヤード、真ん中に破砕機があります。青い部分は、破砕した碎石置場です。

搬入されたがれき類については、1度このストックヤードに降ろされ、それから破砕機で処理し、粒径が5mmまでのものと40mmまでのものとに分けて保管がなされます。

処理された再生碎石は、道路等の工事現場に搬出して販売する計画となっております。

計画地の周りは、高さ2mまたは3mの鋼板塀で囲い、樹木により緑化を行う予定であり、周辺環境に配慮した施設計画となっており、また駐車スペースも敷地内に適切に配置されております。

また、破砕施設の稼働時間は午前8時から午後5時までで、日曜日の作業は行いません。最後に、環境対策について申し上げます。

現在、県環境部局と事業者で事前協議が終了し、産業廃棄物処理施設の設置許可申請書が提出されております。これらの手続の中で環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

会長 　　ただいまの第3号議案の説明について、何か質問なり意見はございますか。

委員 　　今回、コンクリートの再生碎石をつくるということで、コンクリート殻を搬入するということでしょうか。それ以外のがれき類はないのかどうか。それだけなのか。

それから、敷地内で処理したコンクリートは石灰質ですから、これを処理する施設がどうなっているのか。今、説明はなかったけれども。というのは、海岸線に近いですよ。そんなに遠くないでしょう。排水がどちらを向いているかわかりませんが、この周辺地域のこの海岸線は磯辺漁業が盛んなところで、水産業に大きな影響を排水によって与えてはいけないだろうとちょっと思ったので、その辺をお聞きしたい。

それから、周辺に農地あるいは土地改良区が存在しているのかどうか。この辺をお聞きしたい。

事務局 搬入する搬入材については、建築及び土木工作物の解体物と聞いております。破碎の状況によって鉄筋等が一部混ざる場合もありますが、基本的にはコンクリート関係のがれき類と聞いております。

排水先につきましては、雨水及び洗車による排水は、敷地内側溝等から、油水分離機を設けて、そこを経て、既設のU字溝から畑沢川へ放流する計画になっております。河川への放流については既に協議済みであり、木更津市からの許可も受けております。

あと、実際に管理事務所がありますが、管理事務所については水の使用の予定はありませんので、雑排水関係は出ません。また、トイレについても、隣接の施設等を借用するというので、特に外への排出が今回増えるということはありません。

委員 調整池をつくって、その中で雨水を貯留するというものだけれども、そこから外へ水が出ないなんて、そんなことはあり得ないはずだから。最近、豪雨がかなり頻繁にきている中で、その中で水の使用の問題ではなくて、敷地内に相当降雨があった場合に、当然、調整池だけで機能しないと思う。それを処理する施設があるのかということを知っているのだけれど、今のは貯留施設だけでしょう。石灰質を処理する施設があるのかどうか。それが、先ほど申し上げた漁業に与える影響であるとか、農地があれば農地への影響、この辺がどうなっているかということをも十分考慮しているかということを知りたいわけですが。

事務局 この周辺は、平成20年から21年度にかけて砂の採取場で、羽田空港の埋め立てのために砂を採取した場所です。敷地については、完全な平坦ではないですが、ほぼ採取が終わって、その辺の雨水の調整池等についても今後十分検討されると思いますが、今回の敷地の周辺については、砂を取った跡地ですので、周りに空地は十分にあると考えております。

委員 石灰質の水は、海岸に近いということで、磯辺漁業に被害を与えては困るなと思って説明を求めたわけだから、その辺のことをちゃんと処理した上で流すなら問題ないけれども、そのまま流すのかどうか、その辺を心配しているわけだ。私は農林水産常任委員だから、その辺を心配しておるわけだから。

事務局 今回の施設の設置にあたって出る排水については、木更津市と協議してありまして、畑沢川へ放流するまでの範囲についての協議がなされていて、その中で整理されていると考えております。

委員 処理しないで流すんだな。そういうことだな。

事務局 油水関係は処理するような協議になっておりますが、雨水系についての具体的な処理についての協議は含まれておりません。

委員 石灰質をちゃんと処理するだけの機能を持たせなければだめだよ。

会長 もう少しエレベーションがわかればわかりやすいと思うのですが。要するに、土取り

場で取った後で谷底になっているところに破砕工場ができる。

委員 それは指導すべきだよ、当然。それをやってくれればいいわけです。

事務局 周辺の砂取りについては保安課のほうで指導されているというふうに認識しております。

委員 よその課の話をしたってしょうがないよ。その話を聞いた上でちゃんと説明をしなければいけない。いいよ、いずれ常任委員会で問題にするから。

会長 県の環境生活部も一応そういうことは検討したということだと思うのですが、いかがですか。

事務局 今回の事前協議の中で、その辺については検討されていると考えております。

委員 よくわからないな。

会長 そういうことでして、必ずしも 100%の回答にはなっていないのですが、そのほかご意見ございますか。

委員 最初に、木更津市にも当然照会をかけていると思いますが、木更津市からの意見、あるいはそれへの対応、基本的なところがわかれば教えてください。

事務局 「今回の申請については、がれき類、ガラス類、コンクリート殻等の建設廃材等を受け入れて 100%リサイクルで碎石を製造する中間処理施設であるので、地元の実際に排出される処理材を的確に処理するために必要なものであり、さらに建設廃棄物の再生資源化の促進のためにも必要な施設と思われるので、許可についてはやむを得ないもの」という木更津市長の文書をいただいております。

委員 全体的にはそれでいいですが、個々の問題で木更津市もいろいろ疑念を持っていて、一つ伺いたいのは、先ほど報告があったように、10 トンダンプで1日 100 台ですか。

事務局 50 台入って、50 台出るということです。

委員 そうすると、8時間操業していれば、1時間当たり 12~13 台です。4分から5分に1台入る。木更津市が照会のとときに問題にしたのは、波岡小学校の通学路にあたることから、十分な交通安全対策には配慮してもらいたいと。その辺のところは業者との間ではどうなっていますか。

事務局 実際に波岡小学校が北側に立地しておりますが、小学校の出入りは国道沿いにはとっておりませんで、北側の出入口から出入りしております。

なお、今回出入りする 127 号については、歩道がついておりますので。歩道をつけた場合には、うちの許可基準のただし書で読める形にしております。

また、実際に波岡小に通う住宅地については、今回の立地は南側は君津市に隣接しており、南側には実際に住宅地はありませんので、実情、安全上支障はないと考えております。

委員 そこは地目は何ですか。

事務局 山林です。

委員 そうしますと、通学時間帯は運行しないなどの規制はかけられていないということですか。

事務局 そこまではかけておりません。

委員 わかりました。

もう一つ、がれきの処理ですが、持ち込まれるがれきは、いま問題になっている震災関係のがれきということも当然あり得ると思いますが、その辺は業者との関係でどういう話

がされているのでしょうか。

事務局 基本的には産業廃棄物ということで、今、協議の中では進んでおります。いわゆる震災で出たものについては一般廃棄物になると思います。一般廃棄物については一般廃棄物処理施設で市町村が処分する。ただし、満杯になって受け入れられない場合には産業廃棄物処理施設で受け入れられますが、その場合には廃掃法の関係で届出が別途必要になります。それはまた新たな協議が出てくると思います。今の時点では、産業廃棄物処理施設ということで計画を進めております。我々もそれで協議しております。

委員 今までの説明ですと、東北地方でも千葉の旭でも問題になっているいわゆる震災のがれき処理を扱うものではないと。

事務局 今時点ではそういうふうに考えております。

委員 これから東北の被災地以外でがれきの処理ができるという流れに今なりつつあると思いますが、そうなったときに問題なのは、放射能に汚染されたがれきを持ち込まないということが担保できるのかどうなのかというのは、千葉県にとっても周辺の住民にとっても重大な問題だと思うのですが、その辺のところは規制をかけられるのですか。

事務局 環境部のほうでその辺については検討されていると思いますが、今時点で建築指導課のほうではお答えは難しいかと。

委員 最後にしますが、先ほど通学路の問題で、木更津市の照会文書では、「学童・生徒に対する安全に万全を期すように」と。どういう文章になっているかということ、「万全を期すようにいたします。」だけで、何の担保もないんですよ。通学時間帯のダンプも、運行の規制とかそういうものをきちんとかけていく必要がある。今は住宅地がなくとも、これから張りつく可能性も出てくるわけですから。というふうなことを担保すべきだと思います。

ですから私は、都市計画法第2条の「基本理念」で述べられているように、適切な都市計画の遂行と機能的な都市活動を行うために、目的を達成するためにきちんと抑制をしていくという点から、今回のこの議案は認められないということを申し添えて、終わります。

委員 4ページの図面ですが、計画地という中に薄っすらと配置図があるように見えるのですが、「計画の妥当性」のところ、周囲に鋼板の壁を設置して、その中に緑地帯を設けていることで配慮しているということが書いてありますが、その配置図をもうちょっと明確にさせていただくことはできますか。

事務局 (図面を提示して) 真ん中の緑色の部分が緑地帯です。これの周りを2mから3mの鋼板で囲います。

委員 見ていると、緑地の位置がいびつというか、真ん中であって、ストックヤードのところを囲むように緑地ができていると、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

事務局 そうです。事業計画上必要な建物とか施設、真ん中の舗装部分、これ以外は周りはすべて緑地にするという計画です。

委員 砕石置き場というのがありましたが、そのところはあまり緑地がないように見えるのですが。例えば左上のところ。あのあたりはどうなっていますか。

事務局 敷地は、レイアウト上こういう形になったと考えております。向こうについては、矢板関係で囲っておりますが、緑地までは施しておりません。

なお、周りはすべて、先ほどお話した砂取り場です。まだ最終的には完結していないの

ですが、今現在、砂を取っている状況の土地です。

委員 この周りはまだ取っているところですか。

事務局 はい。

委員 緑地で配慮していると言うからには、敷地の形にむしろ合わせて緑地をとって配置をしているのかなと思っていたのですが、あれは特段の問題はないのかどうか。あそこはとられてないと思ったものですから。それは問題はないのでしょうか。

事務局 理想的には周りもとればよかったです、レイアウト上やむを得ないということで、最低の緑地の面積を確保しているということで、協議の中でこういう形になっております。

委員 私はよくわからないのですが、面積を確保するのではなくて、レイアウトというのは、そのためにレイアウトするんじゃないですかね。要するに、面積があればいいんですか。何のために緑地をとっているのかというと、配慮するためで、周辺に緑地をとることによって、一つの安全じゃないのかと私は理解したのですが。そうであれば、面積があればいいのではなくて、適切なレイアウトをしていかなければいけないなと思ったのです。それは大丈夫なのですか。緑地がどういう目的を果たしているのか、もしかしたら誤解していたらもう1回教えてください。

事務局 委員おっしゃるように、環境配慮で周りに十分な緑地を回すのが理想ですが、左側についてはもう既に人が近づけないような状態ですので、この計画で協議をしております。

ちょっと絵がわかりにくいですが、左側に鉄塔があり、実際、法面となっておりますので、この部分については今回の事業者の計画でやむを得ないかなということで協議しております。

委員 敷地がこういう四角。その周りに点々で描いてあるのがあるのですが、あれは何ですか。所有地はあくまで四角いところですか。それとも、それより広い土地を所有していらっしゃるのですか。

事務局 木更津と君津の市境です。

委員 では、点々のこっち側は君津市で、こちらが木更津市。ちょうど境にあるわけですね。

事務局 そうです。

委員 もう一度言いますと、この形で土地を取得してあるのですか。

事務局 そうです。賃貸借契約です。

委員 ちなみに、何年の契約というのはわかりますか。

事務局 施設を存続する間だというふうに考えております。

委員 「考える」ではなくて、契約ですから。契約はどうなっていますか。

事務局 少々お待ちください。

会長 すぐわかりますか。

事務局 すいません。すぐわからないようなので、わかり次第答えさせていただきます。

委員 もう一度確認させてください。

ああいうふうにはせつかく緑地をとろうと言ったのだけれども、面積の問題ではなくて、緑地のない部分があるのですが。そして、それが碎石置場になっているように見えるので。それは特に環境に問題がないということによろしいのでしょうか。

事務局 先ほどご説明を差し上げましたが、向こうは法面になっておりますので、やむを得な

いというふうに協議の中で考えております。

委員 やむを得ないのではなくて、安全かというふうにお聞きしております。

事務局 安全であり、環境上支障ないと考えております。

委員 わかりました。

会長 そのほか、いかがですか。

委員 この案件は、位置の問題が都市計画上支障がないということで、それについて審議しているのだらうと思いますが、議案関係資料の3、先ほどの環境対策の件ですが、ここの記述の中に「生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している」と書かれていますが、次のページに示されている「生活環境影響調査項目について」という内容を見ますと、騒音と振動については具体的な記述があるのですが、それ以外は「該当しない」という理由で調査をしていないのです。その辺の関係についてどういうふうに確認なさったのかということをお伺いしたい。

事務局 これについては、環境部局とうちのほうで協議して、今回の事業に伴って区域の環境上の条例等の適用について確認しまして、今回の事業については騒音と振動について該当するというので、この部分について確認しております。

委員 その趣旨は、確認されたということは、例えば水質とか大気とかについては該当しないからしていない、その結果に基づいて該当するのが騒音と振動だけだった、だからその二つについてのみ確認していると、そういうふうには受け取れるのですが、ほかの事柄についても、かなりこれは、先ほど来の質問も含めて、課題というか、ありそうな感じがするのですけれども。一応県のほうで、市はこのことについて具体的にきちんと事実に基づいて確認しているということであれば、それはそれでいいと思います。

事務局 環境部局のほうと関係法令に基づいて該当する事項について確認を我々建築部局でしたということですか。

委員 ちょっとややこしいですが、ということは、それ以外のことは確認していないというふうには受け取ってよろしいですか。その辺だけははっきりさせたいと思います。

会長 ご質問の趣旨は、すべての環境項目について検討した、しかし騒音と振動以外はオーケーであったという確認か、それとも、騒音と振動だけを問題にして、あとはこの事業では関係ないから考えなかった、考慮しなかった、どっちなんですか、という質問。

事務局 項目については全項目について対象としますが、環境関係の関係法令について今回の事業が関わる部分について我々が確認しました。法令上に照らし合わせて、支障ないと。法令の適用がもし大気汚染について今回の事業が関係してくれば、それについても私たちは確認をしますが、今回の事業については、環境法令上、騒音と振動について該当するというので、この2項目について確認をしております。

委員 質問じゃなくて意見です。

都計法の範囲だけで物事を考えている、そういった説明だよな、今聞いていると。私はいま農業会議の会長だが、農地法を扱う場合でさえも、すべて考慮した上で許認可するわけだ。それはもちろん環境問題も出てくる。許認可するという形であれば、すべてを把握した上で説明しなければだめだと思っている。それが無いから、説明が不満足だから、私はどうも賛成する気にならないよと、そういうことなんだよ。他法令、他法令と言って、そんな話はないよ。こういった施設がここにできるということは、その地域に影響を与え

るということだから。そういった説明をすべきだと思うよ。

事務局 廃棄物処理法に基づく産廃の届出が環境部のほうにもなされておりますので、そちらと連携を図って協議してきてはおります。

委員 お願いと意見です。

最初の事務局の説明は非常にスムーズでわかりやすく理解できたのですが、説明の中に、「パワーポイントをご覧ください」というところで、近隣に住宅が数軒あります、と。黄色で塗ってありまして、これについては許可をいただいていますという県の説明があったのです。そのことについて私たちは了解したのですが、パワーポイントの説明の中でもっと大事な波岡小学校のことは何も触れられてなくて。付属資料を見ると書いてありますので、そういうところを確認すればわかる話でもあるのですが、私は、委員の指摘を受けて、近くにそういう小学校があるのだということをその後に認識したわけです。

これはお願いですが、近隣に小学校等の小さい子どもたちが集まるような施設がある場合には、きちんとそのことがあるということを説明の中で口頭でしてほしいというのがこれからのお願いです。

2点目は意見ですが、小学校の通学路に隣接した道路を10トントラックが通るということについては、非常に危ないというか、疑問を感じます。例えば登下校の時間帯だけはそういったトラックが通らないようにするという事はそんなに難しいことでもないような気がするのですが、そういう努力をしていただける可能性があるのかないのか、そのあたりについてご意見をお願いします。

事務局 学校については、許可基準の中で「100m以上離れていること」というのが基準で、その条件をクリアしているということと、歩道等があって安全は確保できるか。それから通学路等で実際に子どもたちが通るのは、市境の関係でそれほどの影響がないかなという判断のもとに、ちょっと説明が足りなかったと反省しております。

出入りの時間帯については、事業者と再度協議したいと思います。可能な限り通学時間帯を避けるようなことはできないか、30分なり1時間なりを確保できないか、それは再度協議したいと思います。

委員 今後協議していただけるということでそれに期待したいのですが、ここで一応賛成して通ると、法律的には問題なくなってしまうわけですね。ですから一つだけ確認しておきたいのですが、具体的な対策等が示されていない状態で判断するとしたら、木和建材さんはこれまでにこのような事例で問題を起こしたことがないのかどうか、そういう情報をもしお持ちでしたら教えていただければと思います。

事務局 木和建材については、こういう事業をやるのは初めてだと思います。ですから、ほかのところでも問題を起こしたか起こさないか、木和建材についてはそういう情報は入っておりません。

委員 大変聞きづらいことを聞いてしまいますけれども、今後の協議でちゃんと信頼していというふうに県としてはお考えですか。

事務局 はい。

地元から発生するこういう建設廃材、コンクリート殻類の処理に市としては非常に困っておりますので、その辺を適切に処理してもらい、なおかつ公共事業等に再生材を出してもらえる事業者として信頼を置いてやっていただけるのではないかと考えております。必

要な施設ではないかと考えております。

会 長 そのほか、ご意見ございますか。

委 員 3 ページの資料を拝見するとともに4 ページの詳細を見ると、接している君津市との距離は非常に接近していますので、このような場合、君津市と木更津市の協議などを踏まえて将来的にも了解が持続的に得られていく位置という認識をしてよろしいでしょうか。

事務局 今回の敷地については、木更津区域のほうも市街化調整区域です。南の君津市にあっても、相当の広さが調整区域です。実際には全域が木更津市内にありますのと、主要な出入口が木更津市にありますので、今回、木更津市のほうと協議を進め、支障ないということで進めております。

会 長 今の質問の趣旨は、君津市ともこの件に関してちゃんと話し合いを進めているのですか、という質問だと思います。

今のお答えは、これは君津には関係ないから君津とは関係なく進めています、というお答えと受け取ってよろしいですか。

事務局 具体的に君津のほうとは協議は行ってはおりません。

会 長 ということでございます。

委 員 将来的にトラブルはないと理解してよろしいですね。協議していないというのであれば、わかりました。

会 長 そのほかにも。

事務局 先ほどの賃貸契約については、1年契約で、事後更新するという形の契約になっております。

委 員 建築基準法 51 条ただし書というのは、廃棄物処理業者にとってはお墨付きをもらうみたいな感じなのですね。「私たちは許可をもらっていますから安心できる企業です」と、結構そういう形で業者は使うのです。それだけ重要な審査案件です。本来であれば、建築基準法上なので建築指導課の皆さんがいらっしゃって説明されるというのは我々もよくわかるのですが、やはり関連法案、廃棄物処理業者であれば環境系の部署がここに来てある程度我々の質問に対する答弁ができる体制をつくっておかないと、我々としても、どこまで責任を持ってこれに対する許可を出せるかどうか、審議としてそういう結論が出せるかどうかというのはあります。これは当局に求めるというのか会長に求めるというのかわかりませんが、今後こういう審査案件に関しては、できれば関連当局にも出席いただいて答弁していただけるような環境整備をしていただきたいというのが意見です。

委 員 これは私の意見ですが、大震災がありまして、がれきの処理は大変になっております。先ほど委員から言われたように、放射能に関する等々については、こういうことになれば別途また協議するよというご回答でしたので、それで十分だと思いますが、今日、審査会を見ていて、その都度その都度の部署という面では明確な回答がない部分があります。今後、日本全体としてがれきをどういうふう処理していくかということになったときに、こういう施設等も一つの対象になる可能性も十分あるだろう。その場合に、そのようなものについて放射能等を含めてしっかりそこら辺を押えられるような協議等は当然やられると思いますが、要望しておきたいと思います。

会 長 どうもありがとうございます。まさにいろいろな要望が出ましたけれども、そのほか、もしなければ。

最後に私は聞きたいのは、お願い、要望ということが随分あるのですが、これをどうやって反映することができるかということについては、何か具体的な方法はあるのでしょうか。

委員 会長、環境問題は環境課へ任してあるわけだ。担当をここに同席させるべきだよ、これから、こういった問題をやる場合は。答えられないんだから。それは今後、ぜひ会長の命令で同席させるように。

会長 それは今後でいいのかどうかというのちょっと気になるところです。ですから私が申し上げたいのは、要望が出たけれども、これをどうやって……。例えば決をとって賛成多数ということになった場合、先ほどのご指摘ではありませんが、一人歩きする。そうすると、我々が出したような要望はどこで伝わるかということについてわからなくなっちゃう。

では、県のほうも答えられないと思いますが、どういう形になるかわかりませんが、何とか会長責任で要望が伝わるようにして、後は今後でこういう環境関係の問題が出たときはちゃんと答弁できる方を呼んでいただくということをお願いして、私の立場は済ませていただきたいと思います。

要望はいっぱい出ましたけれども、意見は一応出尽くしたということですので、採決をしたいと思います。

何人かの委員は「反対だ」と表明なさっていますが、ただいまの 51 号ただし書の案件について、原案どおり賛成と考えられる方は挙手をお願いいたします。

委員 私は反対ではないのですが、今日の段階では賛成の手を挙げることができない状況で、提案ですけれども、継続審議ということで、今日出てきた要望についてまたお答えいただきまして、そこでまた改めて審議するということがいかがでしょうか。

会長 委員から継続審議にすべきであるというご意見が出ましたが、これについて何か。

委員 私も反対ではないんだよ。ただ、説明が納得いかないから賛成しないだけの話なんだから。

委員 この組織は都市計画審議会ですよ。多分、環境審議会で環境問題は審議されているわけですね。どうなっていますか。環境部と協議をしてやっているわけでしょう。

事務局 環境部のほうにつきましては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設としての申請をして、事前協議は済んでおります。

委員 ここに議案を提案される前提として、当然、関係法令を審議されたものを。ここはあくまでも私は都市計画上の問題の審議だろうと認識しておりますし、その前段として、農業委員会に係るものは農業委員会に当然係っているだろう。あるいは環境問題に係るものは、環境問題で審議されたものが都市計画上のことをここでは議論すべきだろうし。ここで環境、環境と言っても、ここはあくまでも都市計画上の問題を審議する場所だろうと私は思っておりますので、私は今回の議案については賛成いたします。

委員 今日の審議内容を聞いていますと、今まで通ってきたことが全部否定されることになりそうと思います。今後も、今の説明を聞いた中でいろいろなことを審議の中で全部否決しなければいけないのではないかと、そんなふうに思います。

委員 それは違うよ。我々は賛成しかねるだけだ。説明していないから。反対ではないんだよ。だから継続してきちんと説明せよと言っているわけだから。反対ではないんだよ。

会 長 要するに、今日ご出席の委員の方々に納得できる説明がなされなかったと。反対ではないのだけれども納得できる説明がないから今は態度を明確にするのはいやだ、納得ある説明をしてくださいと。それから、都市計画審議会なので都市計画上のことだけをこの審議会は考えればいいのではないか、その他のことについてはほかでちゃんとクリアしているはずだと。そういう趣旨の発言だったと思うのですが。

委 員 私は、委員長の裁断で、多数決で、継続にするのか差し戻しにするのか、もう1回考えてやっていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。差し戻しというのはないと思いますけれども。
こういう場合というのは、私も経験がないものですから。
事務局は何かありますか。

事務局 ただいま意見をいろいろお伺いしておりますと、説明がまだ十分でないというような部分が多いかと思われまます。それから、「継続審議にすべき」との意見が出されましたので、事務局としては、まずは継続審議とすべきかどうかということについて決をとっていただいて、それでよろしければ改めて説明をする形で次回審議会で審議をするということに進めていただければと考えています。

委 員 この問題は、課長が説明をされましたが、ここにこれだけの関係者の皆さんがいらっしゃって、その問題についてはここでは答弁できないようなことではないのでしょうか。それなりの人が皆さんこれだけいらっしゃって、窓口が説明ができないから継続だ、こういうようなことはいかがかと私は思っていますよ。お一人だけで審査してきているわけではないと思いますが、その辺はどうなんですか。

会 長 県に対するご叱責ということですが。結果的に言えば、納得できる説明がなされなかったというのが事実だと思いますし、差し戻すか継続にすべきであるという考えももちろんあります。差し戻しはあり得ないですが。

委 員 継続にして、よく説明してもらおう。それでいいよ。

会 長 いろいろご意見をお持ちの委員がおられると思いますが、大変恐縮ですが、ここで「継続審議にすべきである」というご意見が出まして、「いや、そうではない」というご意見もありますが、これに関して決を取りたいと思います。
本案件を継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 14 名)

会 長 ただいま挙手された方の数が14名ということで、多数なので、本案件を継続審議することにしたいと思います。

事務局はそういう不手際を踏まえて次回に審議することになると思いますが、今日出たいろいろな質問等々に納得のいく説明ができるように準備をお願いいたします。

委 員 先ほどの君津市と木更津市の市境ということで、これは実際に市境の中で100mの範囲が君津市側にも入っているわけですが、そういう中で本当に君津市側との協議が必要なのかどうかの再確認と、もし必要ならば、ぜひ君津市側の見解と伺いますか、確認した内容をお願いしたいという点と、もう一つは、先ほど下のほうの君津市側が市街化調整区域内だということですが、4ページの地図を見ると分譲地みたいなものがあるのが気になるのですが、それが間違いのないことなのかどうか、そこら辺も再確認を次回にしたいと思います。

会 長 よろしくお願ひできますか。

事務局 はい。

会 長 承りました。

委 員 君津市との関係で、4ページの搬入路はすべて君津市側から車両の矢印がありますので、その意味では、どこから来た車両がどういう大回りをしてこのルートになっていくのか。結局、搬入側は常に君津市を通るということにも関わるかと思ひましたので、そこを含めての確認ということと、それから搬出側は、直接は北方向に国道127号がありますが、逆方向から右折というケースは全くないという状態なのかどうかということをお教えください。

事務局 127号については、中央分離帯がありますので、実際にここに入出入りするについては一方通行になります。片側通行になります。その関係でこういう進入のルートを示しております。

会 長 次回に継続になりますので、今日言われた意見、要望等々に納得のいく説明ができるような準備をしてください。

それから、まだ終わっていませんが、どんどん質問が出ますが、もしよろしかったら、これが終わりましたら、ここがおかしいということをお事務局に言っていただければありがたいと思ひます。

では、第3号議案が継続審議になりましたけれども、以上をもちまして予定された議案の審議をすべて終了したことにいたします。

事務局から何かございますか。

事務局 特にございません。

9. 閉 会

会 長 それでは、これで第169回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。本日は長時間になってしまいましたが、熱心なご審議をありがとうございました。

— 以上 —